

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和 7 年 4 月 1 6 日

山口県下関警察署長 錨 敏之

1 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

- (1) 物品等の名称
山口県下関警察署庁舎で使用する電気
- (2) 物品等の予定数量
5 9 4, 7 3 9 kWh
- (3) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期間
令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの間
- (5) 納入場所
山口県下関市細江町 2 丁目 3 - 8 山口県下関警察署庁舎

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和 4 年山口県告示第 1 7 9 号）に基づく資格審査において、電気について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特 A 又は A の等級に格付けされている者であること。
- (4) 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

山口県下関市細江町 2 丁目 3 - 8 山口県下関警察署

4 入札説明書及び仕様書の交付

この公告の日から入札日の前日まで（山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第 1 6 号）第 1 条第 1 項各号に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、下関警察署会計課において、随時交付する。

なお、郵送等による入札説明書及び仕様書の送付を希望する者は、上記期間中に山口県下関警察署会計課（電話 0 8 3 - 2 3 1 - 0 1 1 0）に問い合わせること。

5 入札書の記載方法、入札を執行する場所及び日時

(1) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札を執行する場所

山口県下関市細江町2丁目3-8 山口県下関警察署2階 第一会議室

(3) 日時

令和7年5月16日（金） 午前11時

(4) 特記事項

郵便による入札を認める。

郵送による入札の場合、入札書を令和7年5月15日（木）午後5時までに山口県下関警察署会計課へ提出すること。

6 入札保証金

免除する。

7 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 記名のない入札

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和7年5月14日（水）午後5時までに、下関警察署会計課に持参又は郵送により提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 小売電気事業の登録を受けたことを証する経済産業大臣の通知の写し

(3) 契約保証金

免除する。

(4) この購入に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約書には、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、県は契約を解除することができること、また、契約の解除により損害を受けた場合であっても受託者はその損害の賠償を県に請求することができないことの記載をする。

(5) この公告後に、2(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和7年5月9日（金）午後5時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(6) 詳細については、下関警察署会計課（電話083-231-0110）に問い合わせること。